

中津川市個人情報保護審査会議事録

平成 30 年 4 月 16 日（月） 14:00 から 14 : 55

愛知県名古屋市中区丸の内 2-9-1 4

丸の内服部ビル 206 号 後藤・鈴木法律事務所

発言者	内 容
行政管理課長	<p>時間となりましたので、中津川市個人情報保護審査会を開会いたします。</p> <p>私は、審査会事務局行政管理課長の林と申します。</p> <p>中津川市の総合計画中期事業実施計画策定のために行う市民アンケートのスケジュールの都合で年度初めのお忙しい時期の開催となりましたこと、また後藤会長の事務所をお借りしての開催になりましたこと、重ねて詫び申し上げます。</p> <p>また、後ほどお諮りしていただきますが、傍聴人について今回は公開なしで、議事録の公表をさせていただきますことについてご容赦願いますようお願い申し上げます。</p> <p>本日の議事は、1 時間程度の予定で進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>初めに、後藤会長にご挨拶をお願いし、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>お忙しいところ、お越しいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は市民アンケート調査に伴う、住民基本台帳情報の目的外利用ということで重要な案件ですので、慎重審議をよろしくお願いします。</p> <p>委員会の公開については、「中津川市審議会等の会議の公開に関する指針」第 4 条の規定により、審査会に諮って決定することとなっております。</p> <p>本日は、傍聴を許可することにより、会議の議事運営に支障を生ずるおそれがありますので、指針の公開基準第 3 条第 2 号を適用することとし、会議の結果については広く市公式ホームページなどにより公表をしていただきたいと思いますと考えますがよろしいですか。</p> <p>お諮りいたします。</p>
他の委員	異議なし

後藤会長	<p>ご異議がないようですので、本日の委員会は傍聴を許可しないと、審議結果については公表を行うよう決定しました。</p> <p>それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。</p> <p>平成30年4月12日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第1号「市民アンケート調査に伴う、住民基本台帳情報の目的外利用について」が諮問されております。</p> <p>中津川市個人情報保護条例第7条第1項第4号にありますとおり、「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、保有個人情報の目的外利用が可能になります。</p> <p>今回の諮問第1号について、市担当者から説明をお願いします。</p>
行政管理課長 補佐	<p>それでは、私、行政管理課の森より住民アンケートについてご説明申し上げます。</p> <p>前回の諮問では、市や商工会議所で構成された協議会が行うアンケート調査で、住民基本台帳法第11条の2の規定による公益性の判断に関する基準に当てはまらないため、この審査会にお諮りさせていただきました。</p> <p>今回の諮問は、住民基本台帳法第11条の規定で「法令で定める事務の遂行のために必要である場合に関覧することができる」とされていますが、市が行う住民意向調査、いわゆる市民アンケートについては法令に定めがあるとは限りません。</p> <p>そのため、市民アンケートについて、審査会でご審議いただき、今後市が法令に基づかない市民アンケート調査を行う場合について、市の実施機関が施策の企画・立案及び計画の策定等に関する市民アンケートであれば、公益上特に必要があると包括的に認めいただきたく諮問させていただいたものです。</p> <p>アンケートの実施に当たっては、市の機関の担当課が行う場合はもちろん、委託して行う場合であっても中津川市個人情報保護条例第12条で「実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。」とされており、情報セキュリティポリシーを遵守するなど、情報漏えいに対する手段が講じられることになりま</p>

	<p>す。</p> <p>具体的には、委託業者が決定した段階で、その業者がセキュリティが確保できるかの確認を「特記仕様書遵守確認表」で行い、中津川市情報セキュリティの規定によって委託契約書に「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を添付し、責任者及び作業従事者、作業場所を事前に報告させ承認します。</p> <p>個人情報を渡す際は、預かり証を、作業が終わった際には個人情報の消去、廃棄を報告させます。</p> <p>そういった管理を行うことで安全管理が確保されるということでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
後藤会長	<p>それでは、諮問事項の審議に入ります。</p> <p>ただいまの市担当者からの説明に対して質疑があればどうぞ。</p> <p>では、私から質問をさせていただきます。</p> <p>市民アンケート調査とはどのようなものを行う予定でおりますか。</p>
行政管理課長 補佐	<p>具体的な案件といたしまして、近日中に予定されているものとしては中津川市の総合計画中期事業実施計画の策定を進めるために行うアンケートです。</p> <p>しかしそれに限らず、実施機関が行う施策の企画・立案及び計画の策定等に関する住民意向調査について公益性があるということをお認めいただきたいと思っております。</p>
後藤会長	<p>総合的に認めるということですね。</p>
行政管理課長 補佐	<p>そのとおりです。</p>
後藤会長	<p>これまで市はアンケートを行ってきたかと思いますが、それについてはどのように行っておりましたか。</p>
行政管理課長 補佐	<p>今までもアンケート調査は行っておりましたが、法に利用できるとも出来ないとも明言がないところでしたので、今回お認めいただきたいと考えております。</p>

後藤会長	<p>本案件は、他の課等が行う場合も含めた包括的な承認ということですね。</p> <p>そうなると市が行うものであればどのようなものでも使えるということにはなりませんか。</p>
行政管理課長 補佐	<p>実施機関が行う施策の企画・立案及び計画の策定等に関する住民意向調査という目的に限っておりますので、その範囲内であれば利用できることとなります。</p>
後藤会長	<p>今回は住民の住所・氏名・年齢を利用できるようになるということでしょうか。</p>
行政管理課長 補佐	<p>住民意向調査に必要な郵便番号、住所、氏名、ふりがな、性別、生年月日、世帯番号、地区名です。</p>
後藤会長	<p>実施の主体は市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会とありますので、この利用が認められると例えば農業委員会が施策のために住民基本台帳情報を利用できるということですね。</p> <p>アンケート調査ということは今回の情報の利用はデータを無作為抽出するというものでよいですか。</p>
行政管理課長 補佐	<p>はい。無作為抽出です。</p>
後藤会長	<p>その旨は諮問書の中には書かれていますか。</p>
行政管理課長 補佐	<p>その点については、書かれておりません。</p>
後藤会長	<p>どのように住民基本台帳を利用するかという方法も問題になってくると思います。</p> <p>利用者がすべての住民基本台帳情報を閲覧し、その中から作為的にデータを利用できるようになってしまっただけではいけない。</p> <p>利用の仕方が濫用にならないようにする仕組みが必要だと考えます。</p> <p>住民基本台帳を確認することができる者というのは限られて</p>

<p>行政管理課長 補佐</p>	<p>いるものなのですか。</p> <p>住民基本台帳法において「国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」とされておりますので、市の機関でその目的に合致するものであれば利用することが可能です。</p> <p>また、同法に「統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施」する場合も閲覧が認められておりますので、市の実施機関以外の者が閲覧することもできます。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>市長が行う場合は自身の保有する情報を利用するというだけで問題ないのですが、他の委員会等が利用する場合に自由に情報を取得できるというのは手続的には問題があると考えます。</p> <p>利用の目的ははっきりしておりますので、後は法令に定めのないものを行うアンケート調査に利用する事務の包括的な許可とすることで、本来住民基本台帳を利用出来る者がデータを抽出して渡すという仕組みが必要です。</p> <p>提供されるのは無作為抽出された情報であるということが担保されれば問題はないですね。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>このような案件は他の自治体ではどのようにしているのですか。</p>
<p>行政管理課長 補佐</p>	<p>他市では、包括的に審査会に諮られたと聞いておりますし、別の市では先日の東美濃ナンバーの案件の際に、既に包括的に諮問しているので改めて審査会には諮らなかつたと聞いております。</p>
<p>池田委員</p>	<p>実施機関はこれしかないということによろしいですか。</p>
<p>行政管理課長 補佐</p>	<p>市の機関はこれで全て網羅されております。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>ではその他に質疑はよろしいですか。</p> <p>無いようですので、以上で質疑及び審議を終了します。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。</p> <p>それでは、ただいまから、14時48分をめぐりに休憩といたします。</p>

後藤会長	<p>～休憩～</p> <p>審査会を再開します。 お手元に答申案が配付されていますので、ご審議をお願いします。</p>
他の委員	<p>この答申案にご異議はありませんか。</p> <p>異議なし</p>
後藤会長	<p>ご異議がないようですので、この答申案を答申といたします。 本日の審議結果は、近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申していただきますのでよろしくお願ひします。</p>
後藤会長 14 : 55	<p>以上で中津川市個人情報保護審査会を閉会します。 ありがとうございました。</p>